

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

論題 Title	第5章 米国におけるサーキュラーエコノミー政策の展開
他言語論題 Title in other language	Chapter 5 The Evolution of U.S. Circular Economy Policy
著者 / 所属 Author(s)	岡村 浩一郎 (OKAMURA Koichiro) / 関西学院大学商学部 教授・国立国会図書館客員調査員
書名 Title of Book	サーキュラーエコノミー 科学技術に関する調査プロジェクト報告書
シリーズ Series	調査資料 2025-5 (Research Materials 2025-5)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
刊行日 Issue Date	2026-3-23
ページ Pages	115-135
ISBN	978-4-87582-953-9
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	米国のサーキュラーエコノミー政策においては、環境保護と経済効率・安全保障の間で優先順位が揺れ動いてきた。近年の各政権による施策の内容と方向性を整理し、今後の課題を考察する。

\* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

\* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

## 第5章 米国におけるサーキュラーエコノミー政策の展開

関西学院大学商学部 教授

国立国会図書館 客員調査員 岡村 浩一郎

### 目 次

はじめに

I 連邦政府におけるサーキュラーエコノミー政策の枠組み

1 資源保護回復法 (RCRA)

2 環境保護庁 (EPA)

II 2000年代以降の各政権におけるサーキュラーエコノミー政策

1 ブッシュ政権 (2001～2009年1月)

2 オバマ政権 (2009～2017年1月)

3 第一次トランプ政権 (2017～2021年1月)

4 バイデン政権 (2021～2025年1月)

5 第二次トランプ政権 (2025年～)

おわりに

## 【要 旨】

米国のサーキュラーエコノミー政策は1976年制定の資源保護回復法（RCRA）を基礎とするが、同法は廃棄物管理・処分に重点を置きリサイクル義務化には踏み込んでいないため、大統領令による連邦調達を活用や助成金を通じた州政府支援といった、RCRAを補完する複数の政策手段を組み合わせた枠組み、すなわち、「ポートフォリオ型」アプローチが必要である。

2000年代以降の各政権は環境保護と経済効率・安全保障の間で政策の優先順位をシフトさせながらサーキュラーエコノミー政策を展開してきた。その中で、連邦調達が具体的な政策推進メカニズムとして機能してきている。しかし、包括的基本法の欠如を大統領令・予算措置・省庁間連携で補う「ポートフォリオ型」アプローチによる同政策の推進は、機動的な政策転換が可能な反面、長期的な一貫性・有効性を損なうリスクを内包していると考えられる。

## はじめに

米国は世界最大の経済大国であると同時に、世界最大級の廃棄物産出国でもある。米国のサーキュラーエコノミー（Circular Economy: CE）政策は、長年にわたり米国環境保護庁（Environmental Protection Agency: EPA）の下、廃棄物処理・管理の観点から推進されてきた。しかし2000年代以降、国内外の情勢変化に対応する形でその位置付けは変容し、EPAにとどまらず他の省庁も関与する政策領域へと広がりを見せている。一方で、その方向性は政権交代のたびに大きく修正されており、環境保護と経済効率・安全保障の間で政策の優先順位が揺れ動いてきた。そこで本稿では、CE政策の基本的枠組みを概観した上で、各政権における施策やプログラムを確認し、各政権がCE政策に期待した役割の変化を追っていく。

## I 連邦政府におけるサーキュラーエコノミー政策の枠組み

## 1 資源保護回復法（RCRA）

米国において廃棄物管理の基盤として、廃棄物の削減、再利用、リサイクルを促進する枠組みとして位置付けられているのが、「資源保護回復法」（Resource Conservation and Recovery Act: RCRA）<sup>(1)</sup>である。同法は、廃棄物処分による人体健康・環境への潜在的危険からの保護、エネルギー・天然資源の保全、発生抑制・リサイクルによる廃棄物削減、及び環境適正な廃棄物管理を国家目標として掲げ、米国環境保護庁（EPA）に廃棄物を管理する権限を与えている<sup>(2)</sup>。同法は、1976年に固形廃棄物処分法<sup>(3)</sup>の改正として成立した。その後、数回の改正を経て今日

\*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026（令和8）年2月8日である。

(1) Resource Conservation and Recovery Act of 1976 (RCRA), Pub. Law 94-580, October 21, 1976.

(2) 本節は、“Resource Conservation and Recovery Act (RCRA) Overview,” Environmental Protection Agency (EPA) Website <<https://www.epa.gov/rcra/resource-conservation-and-recovery-act-rcra-overview>>; “RCRA Orientation Manual,” *ibid.* <<https://www.epa.gov/sites/default/files/2015-07/documents/rom.pdf>>; “Resource Conservation and Recovery Act (RCRA),” Cornell Law School Website <[https://www.law.cornell.edu/wex/resource\\_conservation\\_and\\_recovery\\_act\\_rcra](https://www.law.cornell.edu/wex/resource_conservation_and_recovery_act_rcra)>に基づいている。

(3) Solid Waste Disposal Act of 1965, Pub. Law 89-272, October 20, 1965.

に至っている<sup>(4)</sup>。

RCRAは10(A~J)のサブタイトルから構成され、3つのプログラムを確立している<sup>(5)</sup>。そのうちの2つが廃棄物に関するものであり<sup>(6)</sup>、サブタイトルC(有害廃棄物)は、有害廃棄物の発生から輸送、処理・貯蔵・処分に至るまで安全に管理するための包括的な連邦基準プログラムを制定している<sup>(7)</sup>。連邦政府と州政府の役割分担において、州政府が独自の有害廃棄物プログラムを実施する場合、EPAは、州政府の有害廃棄物管理プログラムを審査し、連邦プログラムと同等以上の厳格なものである場合に州政府のプログラムを認可する権限を有している。

一方、サブタイトルD(固形廃棄物<sup>(8)</sup>)は非有害固形廃棄物の処分等について、連邦政府としての最低基準を定める枠組みである<sup>(9)</sup>。規制の実施主体は州であり、州は連邦基準を踏まえつつ、必要に応じてより厳格な要件を上乗せできる。なお、承認された州プログラムが存在しない場合でも、廃棄物処理施設は連邦の最低基準を満たす必要がある。

連邦政府と州政府の役割分担において、サブタイトルC(有害廃棄物)は州政府が実施主体となる場合でも共通の連邦基準(連邦プログラム)の下で実施されるのに対し、サブタイトルD(固形廃棄物)は州政府の裁量が大きく、このことが全国統一的なリサイクル推進を困難にする一因となっている。

また、RCRAは固形廃棄物、有害廃棄物の管理、処分に重点が置かれており、再利用、リサイクルの義務化を規定していない。固形廃棄物が資源・エネルギー回収の供給源となり得ることを認め、資源保全・回収を目的として掲げるにとどまっている<sup>(10)</sup>。さらに、同法の規制対象は、リサイクルであっても「廃棄された物」(discarded material)に限定されている<sup>(11)</sup>。その結果、RCRAは位置付けとは裏腹に、必ずしも廃棄物の削減、再利用、リサイクルを促進する枠組み設計になっていないという限界を有している。このため、CEを推進するためには、RCRAだけでは不十分であり、大統領令による連邦調達を活用や助成金プログラムを通じた州政府等の支援といった、RCRAを補完する複数の政策手段を組み合わせた枠組み、すなわち、「ポートフォリオ型」アプローチが必要になる。

(4) “History of the Resource Conservation and Recovery Act (RCRA),” January 22, 2026. EPA Website <<https://www.epa.gov/rcra/history-resource-conservation-and-recovery-act-rcra>>

(5) “Basics of RCRA.” <<https://www.epa.gov/enforcement/resource-conservation-and-recovery-act-rcra-and-federal-facilities>>

(6) もう1つのプログラムは、石油や特定の化学物質を地下に貯蔵するタンクに関して規制するサブタイトルI(地下貯蔵タンク)である。

(7) 非常に包括的な規定であり、同法が有害廃棄物を「ゆりかごから墓場まで(from cradle to grave)」管理する役割を果たしていると称される理由となっている。

(8) 「固形廃棄物」はsolid wasteの訳語であるが、RCRAにおけるsolid wasteは文字通りの固体の廃棄物に限定されない。液体や半固体、気体も含む、廃棄されるあらゆる物質が含まれる(“Criteria for the Definition of Solid Waste and Solid and Hazardous Waste Exclusions,” September 8, 2025. EPA Website <<https://www.epa.gov/hw/criteria-definition-solid-waste-and-solid-and-hazardous-waste-exclusions>>)。「固形廃棄物」は「有害固形廃棄物」と「非有害固形廃棄物」に二分され、サブタイトルCは前者を対象としている。サブタイトルDは後者、すなわち、残り全ての固形廃棄物を対象としており、「非有害」が省略されて単に「固形廃棄物」と呼ばれることが多い。

(9) 廃棄物の野外投棄の禁止や、家庭ゴミ等や産業廃棄物の埋立地の運営に関する最低要件を規定している。

(10) 42 U.S.C. § 6902

(11) 40 CFR § 261.2

## 2 環境保護庁 (EPA)

1960年代、急速に高まった環境問題への関心を背景に<sup>(12)</sup>、「1970年再編計画第3号」<sup>(13)</sup>に基づき、EPAは、それまで複数の省庁に分散していた大気、水質、廃棄物、農薬などの環境担当部署を統合する形で、1970年12月に創設された<sup>(14)</sup>。EPAの使命は、「人の健康と環境を守る」ことである<sup>(15)</sup>。全米に10の地方局を持ち、科学的知見に基づいた規制の策定・執行、州政府等と連携しながら、補助金の提供などを通じて環境政策を施行している。米国の環境法の多くは「連邦基準+州政府の実施」という設計をとっており、州政府が連邦基準を上回る規制を設けることも認められている。EPAは全国的な最低基準の設定と執行力を担う中核的存在であり、2000年代以降、従来の汚染対策に加え、気候変動対策やCEへの移行がEPAの重要な政策課題となっている。

EPAにおいてCEに関連する施策は、「土地・緊急事態管理局」(Office of Land and Emergency Management: OLEM)傘下の「資源保全・回収室」(Office of Resource Conservation and Recovery: ORCR)<sup>(16)</sup>により推進されている<sup>(17)</sup>。ORCRの主な役割はRCRAに基づいた、有害廃棄物及び非有害固形廃棄物の管理であり、その一環としてリサイクルインフラの整備、海洋プラスチック・ゴミ対策を含むプラスチック汚染の対策、食品ロス・廃棄物の削減等を推進している。

EPAは、連邦政府において環境問題に取り組む重要な省庁であるが、連邦政府全体に対する予算規模の0.2%未満を占めるにすぎず、その規模は小さい。2025年度のEPAの成立予算は91億ドルである。表1にEPAの通常予算(2025年度要求予算)の目的別割合を示す。年度間の変動は小さく、各目的が全体に占める割合は概ね安定している。EPAの予算の約40%は、州や部族に対する、環境保護、インフラ整備等のための資金援助である「州及び部族助成金」に拠出されている。

図1は、EPAの予算の推移を示したものである。通常予算は2017年度までおおよそ80億ドルの水準で安定していたが、2018年度以降は90~100億ドルの水準に増加している。2026年度については、第二次トランプ政権により、前年度から50億ドル減(54.5%減)の41.6億ドルが予算要求されていたものの、2026年2月、88億ドルの予算が成立した<sup>(18)</sup>。

2009年度、2022~2026年度については、景気対策法(ARRA)<sup>(19)</sup>から72億ドル(2009年度)、インフラ投資雇用法(IIJA)<sup>(20)</sup>から609億ドル(2022~2026年度の5年間合計)が、EPAの施策、プログラムに拠出されている。これはEPAの通常の予算と同水準~上回る規模である。ARRAによる予算のうち70億ドル(97.2%)、IIJAによる予算のうち550億ドル(91.0%)が「州及

(12) 当時、レイチェル・カーソンの『沈黙の春』出版、1969年のオハイオ州カヤホガ川火災、都市部における深刻な大気汚染など、環境問題が社会的に顕在化した。

(13) Reorganization Plan No.3 of 1970, July 9, 1970, US Government Publishing Office (GPO) Website <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/STATUTE-84/pdf/STATUTE-84-Pg2086.pdf>>

(14) “The Origins of EPA,” November 6, 2025. EPA Website <<https://www.epa.gov/history/origins-epa>>

(15) “Our Mission and What We Do,” October 20, 2025. EPA Website <<https://www.epa.gov/aboutepa/our-mission-and-what-we-do>>

(16) 2009年1月、「固形廃棄物局」(Office of Solid Waste: OSW)が組織改編されて設立された(*Federal Register*, Vol.74 No.121, June 25, 2009. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2009-06-25/pdf/E9-14859.pdf>>).

(17) “EPA’s Office of Resource Conservation and Recovery (ORCR),” October 1, 2025. EPA Website <<https://www.epa.gov/aboutepa/epas-office-resource-conservation-and-recovery-orcr>>

(18) Consolidated Appropriations Act, 2026, Pub. Law 119-75, February 3, 2026.

(19) American Recovery and Reinvestment Act of 2009, Pub. Law 111-5, February 17, 2009. 通称「ARRA」。

(20) Infrastructure Investment and Jobs Act, Pub. Law 117-58, November 15, 2021 (Bipartisan Infrastructure Law). 通称「IIJA」、「BIL」。

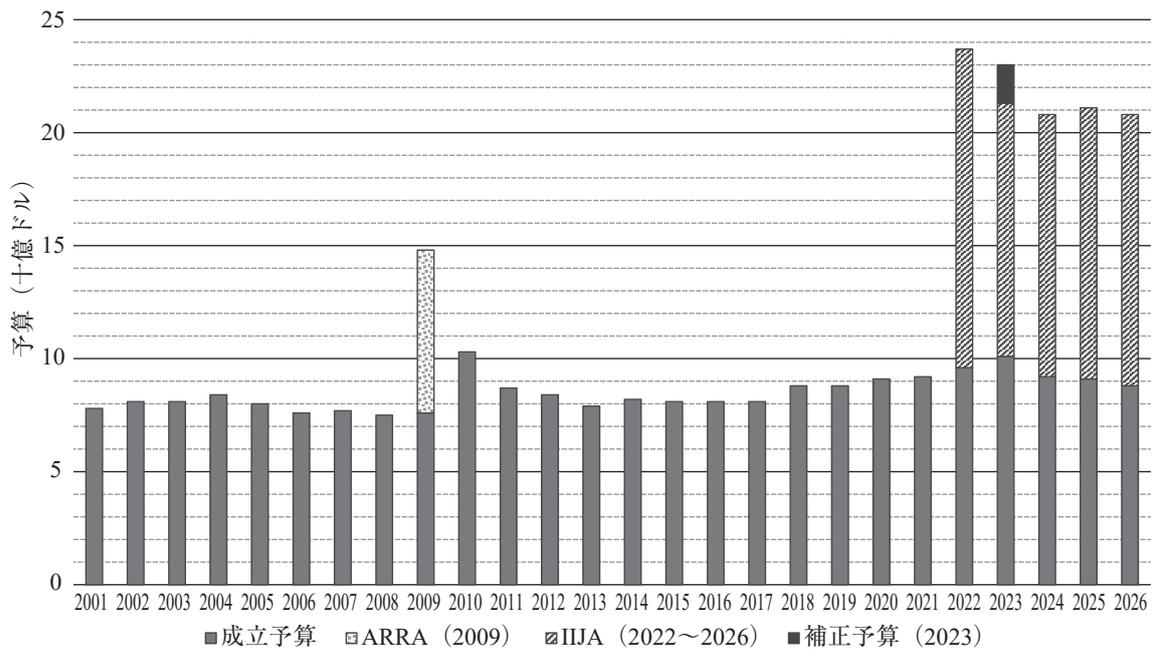
び部族助成金」に追加拠出されている<sup>(21)</sup>。リサイクルを始めCEに関連する施策については、IIJA から、固形廃棄物・リサイクル助成金と電池リサイクルに、それぞれ3.5億ドル、2500万ドルが追加拠出されるにとどまっている。

表1 EPA 通常予算（2025年度要求予算）の目的別割合

目的（上段：邦訳名称、下段：英文名称）	概要	予算（十億ドル）	予算合計に占める割合
州および部族助成金 State & Tribal Assistance Grants	州や部族に対する、環境保護、インフラ整備等のための資金援助	4.5	41.2%
環境プログラム・管理 Environmental Programs & Management	環境保護法の下での規制・運用・管理	4.4	40.1%
科学技術 Science and Technology	化学物質・環境の安全性評価・規制、環境科学の研究開発	1.0	9.2%
スーパーファンド Hazardous Substance Superfund	有害廃棄物で汚染された土地やサイトの調査・浄化	0.7	6.0%
その他	-	0.4	3.5%
予算合計		11.0	100.0%

（出典）“FY2025 EPA Budget in Brief,” EPA, March 2024, EPA-190-R-24-001. <<https://www.epa.gov/system/files/documents/2024-03/fy-2025-epa-bib.pdf>> を基に筆者作成。

図1 EPA 予算（成立予算）の推移（2001～2026年度）



（注）ARRA：景気対策法（American Recovery and Reinvestment Act of 2009, Pub. Law 111-5, February 17, 2009）、IIJA：インフラ投資雇用法（Infrastructure Investment and Jobs Act, Pub. Law 117-58, November 15, 2021）。ARRAは、リーマン危機後の景気後退に対応するため、減税と歳出（インフラ投資・州政府支援・雇用対策など）を組み合わせる景気刺激と雇用創出を図った大規模経済対策法である。IIJAは、道路・鉄道・ブロードバンド（通信）・電力網などの基幹インフラに大規模投資して、老朽化対策と経済・雇用の底上げを図る超党派のインフラ投資法である。補正予算は2023年度統合歳出法（Consolidated Appropriations Act, 2023 (Pub. Law 117-328)）で追加された補正予算である。

（出典）“EPA’s Budget and Spending,” May 30, 2025. EPA Website <<https://www.epa.gov/planandbudget/budget>>; Angela C. Jones, “U.S. Environmental Protection Agency FY2025 Appropriations,” *CRS IN FOCUS*, IF13060, July 14, 2025. <[https://www.congress.gov/crs\\_external\\_products/IF/PDF/IF13060/IF13060.1.pdf](https://www.congress.gov/crs_external_products/IF/PDF/IF13060/IF13060.1.pdf)>; Robert Esworthy et al., “Environmental Protection Agency (EPA): Appropriations for FY2011,” *CRS Report*, R41149, June 30, 2011. <[https://www.congress.gov/crs\\_external\\_products/R/PDF/R41149/R41149.38.pdf](https://www.congress.gov/crs_external_products/R/PDF/R41149/R41149.38.pdf)>; Consolidated Appropriations Act, 2026, Pub. Law 119-75, February 3, 2026 を基に筆者作成。

(21) “American Recovery and Reinvestment Act of 2009: Overview of EPA’s Progress After Two Years,” EPA-350-R-11-002, EPA Office of Inspector General, March 2011. <

## II 2000年代以降の各政権におけるサーキュラーエコノミー政策

次に、2000年代以降の各政権における、CEに関連する連邦政府の施策、プログラムを概観する。

### 1 ブッシュ政権（2001～2009年1月）

ブッシュ政権の頃は、「サーキュラーエコノミー」という概念は普及しておらず、同政権のCE政策は、「エネルギー安全保障（石油依存からの脱却）」、「資源の有効活用」、「バイオ経済の育成」といった文脈で推進された。

#### (1) 資源保全チャレンジプログラムの展開

「資源保全チャレンジ」プログラム（Resource Conservation Challenge: RCC）は2002年にEPAが立ち上げた全国的な資源保全プログラムである<sup>22)</sup>。その背景として、1976年に成立したRCRAにより過去20年間で廃棄物管理は大幅に改善されたものの、固形廃棄物、有害廃棄物は依然として大量に発生し続けており、リサイクル率の上昇も鈍化していたことがある。その理由としてRCRAの主目的は有害廃棄物の削減を中心に生産・消費の最終段階としての廃棄物への対応であったことが挙げられる。

RCCの根拠として「RCC法」があるわけではない。RCCは、RCRAの一部として、RCRAの目的の1つである資源回復の促進に焦点を当てたプログラムであり<sup>23)</sup>、廃棄物管理を、単なる廃棄物処理ではなく、資源を効率的かつ持続可能に利用する「マテリアル・マネジメント」へ移行することを目指したものである。

RCCの特徴は、規制によらずに、産業界とのパートナーシップに基づくプログラムとしたことである。RCCの下、一般廃棄物（紙、有機物、容器包装）のリサイクル、産業資材のリサイクル、重点化学物質・有害化学物質削減、電子機器グリーン化が重点4分野として提示され、さらに具体的な対象を絞り込んだ上で、参加する団体が自立的に目標を設定することにより、自主的資源削減・リサイクルを促すようなアプローチが取られた<sup>24)</sup>。連邦省庁も、EPA主導の下、

P100ABNG.PDF>; “FACT SHEET: EPA & The Bipartisan Infrastructure Law,” November 6, 2021. EPA Website <<https://www.epa.gov/infrastructure/fact-sheet-epa-bipartisan-infrastructure-law>> 「州及び部族助成金」の中では、水質改善、水道インフラ整備等のプロジェクトの割合が大きい（ARRAから50億ドル（ARRAからの予算の83.3%、IIJAから394億ドル（同64.7%））。

22) “Beyond RCRA: Waste and Materials Management in the Year 2020,” EPA530-R-02-009, EPA, April 2003. <<https://nepis.epa.gov/Exe/ZyPDF.cgi/10003QVL.PDF?Dockey=10003QVL.PDF>> 同文書は、EPAが地方自治体や州政府、企業等の関係者と議論を重ねた結果を踏まえ、廃棄物管理からマテリアル管理への移行の必要性を提示した文書である。「2020ビジョン」（2020 vision）と呼ばれている。本節は同文書に加え“RCRA Orientation Manual 2014,” EPA530-F-11-003, EPA ORCR, October 2014. <<https://www.epa.gov/sites/default/files/2015-07/documents/rom.pdf>>; “Resource Conservation Challenge: A Year of Progress,” EPA530-R-04-001, EPA, February 2004. <<https://tile.loc.gov/storage-services/master/gdc/gdcebookspublic/20/23/69/33/06/2023693306/2023693306.pdf>>; “Progress report 2005: Resource Conservation Challenge,” EPA530-R-05-001, EPA, December 2005. <<https://nepis.epa.gov/Exe/ZyPDF.cgi/P1001A2R.PDF?Dockey=P1001A2R.PDF>> に基づいている。

23) RCRAの条文を踏まえ、官民協力の促進（RCRA 6001条）や、連邦政府による再生材使用製品の優先調達（RCRA 6002条）などの施策が推進された。

24) 電子機器の収集・安全なリサイクルを促進するPlug-In To eCyclingプログラム、大気中への二酸化炭素の排出削減に向け石炭灰の建設材料としての使用を促進するC2P2プログラム（いずれも2003年開始）等、各分野、品目を対象としたプログラムが広く展開された。

各々の分野において、再使用材料の利用基準を整備したりする等の施策を推進した。

## (2) 環境配慮型調達（グリーン調達）の強化

### (i) 環境配慮型調達プログラムの強化

「環境配慮型調達プログラム」(Environmentally Preferable Purchasing Program: EPP)は、連邦政府の購買力を活用することにより、リサイクル材料への大きな需要を創出することを目的とした、EPAが運営する連邦政府の環境配慮型調達を推進するプログラムである<sup>(25)</sup>。同プログラムにおいてEPAは、連邦省庁に対し、調達の方針（何を、どのように調達すべきか）を提示するなど、環境配慮型調達を支援する位置付けにある。

EPPはクリントン政権（1993～2001年1月）の1998年、大統領令13101号<sup>(26)</sup>により開始されたが、環境配慮型調達そのものは、RCRA 6002条を拡張した大統領令12873号<sup>(27)</sup>により制度化されていた。また、根拠法は、RCRAに加え、廃棄物が発生してから処理するのではなく、発生源で抑制すること、EPAにそのための手段として連邦調達を活用する機会を特定することを義務づけた「汚染防止法」(Pollution Prevention Act: PPA)<sup>(28)</sup>である。また、ブッシュ政権で成立した「2005年エネルギー法」<sup>(29)</sup>においてもエネルギー効率の高い製品<sup>(30)</sup>の連邦調達が義務づけられている。

ブッシュ政権は2007年、連邦省庁に対し、環境、経済、財政面において健全かつ、効率的な方法で環境、輸送、エネルギー関連活動を実施することを指示する大統領令13423号<sup>(31)</sup>を発出した。同大統領令はEPPについては、調達面で具体的な数値目標を提示し<sup>(32)</sup>、バイオベースや環境配慮等を含む実務運用を強化する方向を明確化し、さらに目標管理の手段として連邦省庁に対し「環境管理システム」(Environmental Management System: EMS)の導入を義務付けた。これらの施策により環境配慮型調達としてのEPPの役割が強化された。また、連邦省庁の環境配慮型調達を支援する枠組み、プログラムとして、環境に配慮した電子機器製品であることを示す「EPEAT<sup>(33)</sup>」認証、電子機器のライフサイクル全体（購入→運用→更新→再利用・リサイクル）で環境負荷を下げることを目的に、連邦省庁の電子機器の調達を支援する「連邦エ

(25) “About the Environmentally Preferable Purchasing Program,” September 30, 2025. EPA Website <<https://www.epa.gov/greenerproducts/about-environmentally-preferable-purchasing-program>>

(26) Executive Order 13101 of September 14, 1998: Greening the Government Through Waste Prevention, Recycling, and Federal Acquisition, *Federal Register*, Vol.63 No.179, September 16, 1998, pp.49643-49651. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-1998-09-16/pdf/98-25023.pdf>> 同大統領令により連邦政府レベルで環境配慮調達の推進体制が整備されるとともに、連邦省庁の環境配慮型調達を支援するための情報提供等を行うよう指示したことが、同プログラムのきっかけとなった。

(27) Executive Order 12873 of October 20, 1993: Federal acquisition, recycling, and waste prevention, *Federal Register*, Vol.58 No.203, October 22, 1993, pp.54911-54919. <[https://archives.federalregister.gov/issue\\_slice/1993/10/22/54905-54919.pdf](https://archives.federalregister.gov/issue_slice/1993/10/22/54905-54919.pdf)>

(28) Pollution Prevention Act of 1990, Pub. Law 101-508, November 5, 1990.

(29) Energy Policy Act of 2005, Pub. Law 109-58, August 8, 2005.

(30) 2005年エネルギー法の第104条で連邦省庁がエネルギー消費製品を調達する際にENERGY STAR認定製品、又は連邦エネルギー管理プログラム(Federal Energy Management Program: FEMP)の指定製品を購入することが義務づけられている。

(31) Executive Order 13423 of January 24, 2007: Strengthening Federal Environmental, Energy, and Transportation Management, *Federal Register*, Vol.72 No.17, January 26, 2007, pp.3919-3923. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2007-01-26/pdf/07-374.pdf>> また、クリントン政権で発出された関連する5つの大統領令が同大統領令により統合された。

(32) コピー用紙について、30%以上のポストコンシューマー（使用済み）繊維を含む用紙を調達すること、電子機器について、95%以上をEPEAT認証（注33）された製品とすることを求めている。

(33) 「Electronic Product Environmental Assessment Tool」の頭文字であり、電子機器製品が環境に対して配慮された商品であることを示す認証制度である。

クトロニクス・チャレンジ」(Federal Electronics Challenge: FEC)<sup>34</sup>等の個別プログラムが進められた。

## (ii) バイオプリファードプログラムの開始

「バイオプリファード」(BioPreferred) プログラムは、「2002年農業法」<sup>35</sup>に基づき米国農務省(US Department of Agriculture: USDA)が主導する連邦調達プログラムである<sup>36</sup>。同プログラムは連邦省庁にバイオベース製品<sup>37</sup>の優先調達を義務付けるもので、石油由来製品からの代替を促進する制度的基盤となっている。同プログラムは大きく分けて次の2つイニシアティブで構成されている。

### (a) 連邦政府による義務的優先調達イニシアティブ

連邦省庁及びその請負業者は、USDAが指定したカテゴリーの製品(例:潤滑油、洗剤、断熱材など)の購入に際し、一定以上のバイオベース含有量を持つ製品を優先的に選択することが義務付けられた。これにより、未成熟なバイオベース製品に対して、調達という需要(市場)が創出された。

### (b) 自発的ラベル表示イニシアティブ

民間市場におけるバイオベース製品の認知度向上と市場形成を支援する目的で消費者がバイオベース製品を容易に識別できるよう、USDA公認の認証ラベル制度が導入された。

同プログラムは開始当初6カテゴリーにとどまっていたが、その後拡大し、139カテゴリー、14,000点超の製品が認証されている<sup>38</sup>。また、2024年時点のバイオベース製品の市場規模は4890億ドルに成長したこと、バイオベース製品により2021年時点で1070万バレル相当の石油の消費が削減されたことが報告されている<sup>39</sup>。

## 2 オバマ政権(2009~2017年1月)

オバマ政権において、気候変動問題は重要課題であり<sup>40</sup>、大気浄化法<sup>41</sup>に基づき行政権限により自動車や発電所などに対し温室効果ガス排出規制を打ち出していった。温室効果ガス排出

34) “Federal Electronics Challenge (FEC).” EPA Website <<https://www.epa.gov/fec>>

35) Farm Security and Rural Investment Act of 2002, Pub. Law 107-171, May 13, 2002. 通称「2002年農業法」(2002 Farm Bill)。バイオプリファードプログラムは通称であり、法令上は、同法の9002条で Biobased markets program と呼ばれている。

36) “What is the BioPreferred Program?” USDA Website <<https://www.biopreferred.gov/BioPreferred/faces/pages/AboutBioPreferred.xhtml>>

37) 同プログラムにおけるバイオベース製品(biobased products)とは、食品・飼料を除く商業用又は工業用の製品であり、米国内で生産された生物由来の原料から、全部又は重要な部分が構成されているものである。バイオマスから生産される自動車燃料、暖房用燃料油、及び電力はバイオベース製品には含まれない。

38) “Economic-Environmental Win-Wins: Biobased Products in the 2023 Farm Bill,” May 12, 2023. Bipartisan Policy Center Website <<https://bipartisanpolicy.org/article/biobased-products-2023-farm-bill/>>

39) J. S. Golden et al., “An Economic Impact Analysis of the U.S. Biobased Products Industry: 2023 Update,” Volume V, A Joint Publication of the Dynamic Sustainability Lab at Syracuse University and the Supply Chain Resource Cooperative at North Carolina State University, 2024. <<https://www.rd.usda.gov/media/file/download/usda-rd-economic-impact-analysis-us-biobased-products-industry-2023-508.pdf>>

40) 同政権の気候変動対策については、次の文献を参照。岩澤聡「オバマ政権下の米国の気候変動対策」『レファレンス』806号, 2018.3, pp.1-30. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11054849\\_po\\_080601.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11054849_po_080601.pdf?contentNo=1)>

41) Clean Air Act, 42 U.S.C. §§ 7401-7671q.

削減の有効な手段の1つとしてCE政策が位置付けられた。

### (1) 「持続可能なマテリアル管理」報告書の公表

2009年6月、EPAは報告書「Sustainable Materials Management: The Road Ahead」<sup>(42)</sup>を公表した。同報告書は、報告書「2020ビジョン」<sup>(43)</sup>の課題を引き継ぎ、従来の廃棄物管理から、資源採取・製造・流通・使用・廃棄までをつなぐ持続可能なマテリアル管理（Sustainable Materials Management: SMM）への移行を具体化するための分析フレームワークと実行可能な勧告を提示した報告書である。

そのために、ライフサイクルアセスメント（LCA）が政策ツールとして正式に採用された。LCAは、システムの観点から製品・プロセス・活動が大気、水、土地、エネルギーに与える影響を包括的に評価する技術であり、これにより、廃棄物は個々の自治体の問題としてではなく、サプライチェーン全体のシステムの問題として捉えられるようになった。同報告書は廃棄物管理担当者協会<sup>(44)</sup>や州環境委員会<sup>(45)</sup>にも正式に支持され、連邦・州間の政策協調の基盤となった。同報告書を踏まえ、2015年<sup>(46)</sup>、SMMプログラムとして、4つの目標<sup>(47)</sup>の下、6つの重点あるいは追加重点領域<sup>(48)</sup>が指定された<sup>(49)</sup>。

### (2) 大統領令による環境に配慮した調達への推進

2009年に大統領令13514号<sup>(50)</sup>が発出された。これはリーマン・ショック後の景気後退からの経済再生と気候変動対策へのコミットメントの強化として「クリーンエネルギー経済」への転換を掲げ、政府自身が率先して、環境、エネルギー、経済パフォーマンスを改善することを目的としたものである。ブッシュ政権の大統領令13423号を強化する方向で<sup>(51)</sup>、温室効果ガスの削減に注力したものであり、連邦省庁に目標達成のための「戦略的サステナビリティ・パフォーマンス計画」の策定を義務づけている。CE関連施策項目については、連邦省庁に対して廃棄物の削減とリサイクル、環境配慮型の調達<sup>(52)</sup>を求めている。

(42) “Sustainable Materials Management: The Road Ahead,” EPA530-R-09-009, EPA, June 2009. <<https://www.epa.gov/sites/default/files/2015-09/documents/vision2.pdf>>

(43) “Beyond RCRA: Waste and Materials Management in the Year 2020,” *op.cit.* (22)

(44) Association of State and Territorial Solid Waste Management Officials (ASTSWMO)

(45) Environmental Council of the States (ECOS)

(46) プレゼンテーション資料 (“The U.S. EPA’s Strategic Outlook on Sustainable Materials Management,” February 2016. SWANA Florida Website <<https://www.swanafl.org/resources/Documents/EPA%20RFT%20SLide%20deck.pdf>>)によると、SMMプログラムは2011年に電子製品、食品、産業材料（石炭灰、建設・解体廃棄物）の3分野を対象に開始されている。

(47) 「廃棄率の低減（発生抑制・再利用・リサイクル等を含む）」、「ライフサイクルを通じた環境影響の低減」、「社会経済便益の把握と増進」、「州・自治体や関係者のSMM施策実装能力の底上げ」の4つである。

(48) 「建造環境」、「持続可能な食管理」、「持続可能なパッケージング」の3つが重点領域として、「持続可能な電子機器管理」、「LCAと国際的な取組」、「包括的な測定の実施」の3つが追加重点領域として指定された。

(49) “U.S. EPA Sustainable Materials Management Program Strategic Plan: Fiscal Year 2017-2022,” EPA, October 2015. <[https://19january2017snapshot.epa.gov/sites/production/files/2016-03/documents/smm\\_strategic\\_plan\\_october\\_2015.pdf](https://19january2017snapshot.epa.gov/sites/production/files/2016-03/documents/smm_strategic_plan_october_2015.pdf)>

(50) Executive Order 13514 of October 5, 2009: Federal Leadership in Environmental, Energy, and Economic Performance, *Federal Register*, Vol.74 No.194, October 8, 2009, pp.52117-52127. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2009-10-08/pdf/E9-24518.pdf>>

(51) “Executive Order 13514: Sustainability and Greenhouse Gas Emissions Reduction,” *CRS Report*, R40974, December 3, 2009が大統領令13514号と13423号を詳しく比較している。

(52) 具体的には調達の95%が、エネルギー効率が高いこと（ENERGY STAR認定又はFEMP指定）、節水、バイオベース、環境配慮（例：電子製品環境評価ツール（EPEAT）認証取得品）であること、オゾン層破壊物質を含まないこと、再生材含有品であること、又は無毒若しくは低毒性の代替品であることを求めている。

2015年には大統領令13693号<sup>53</sup>を发出した。これは大統領令13514号を強化するものであり、環境配慮型の調達については、求められる基準を強化、厳格化している<sup>54</sup>。

### (3) 省庁間連携によるサーキュラーエコノミー関連施策の推進

CEに関連する施策として、EPP及びバイオプリファード（BioPreferred）プログラムを挙げ、連邦調達が活用されてきた点については既に述べた。これらはいずれも、連邦省庁に認証取得又は一定の基準を満たす製品の調達を求める制度である。そのため、省庁間で一定の連携は形成されていたものの限定的であった。これに対し、オバマ政権下では、より密接な省庁間連携のもとで、CEに関連する施策・プログラムが推進されるようになった。

#### (i) 電子機器スチュワードシップ戦略の策定と推進

「電子機器スチュワードシップ戦略」（National Strategy for Electronics Stewardship: NSES）<sup>55</sup>は大統領布告8601号<sup>56</sup>を受け設置された省庁間タスクフォース<sup>57</sup>が、2011年に策定した電子機器に関する包括的戦略である。同戦略の背景として、廃棄された電子機器の大部分が埋立処分されるか、適正処理能力のない途上国に輸出されており<sup>58</sup>、結果として電子廃棄物（E-waste）に含まれる有害物質による汚染と、含まれる希少金属の損失が課題となっていたことがある。同戦略は電子廃棄物を適正に管理することにより、雇用創出、資源回収、及び環境・健康被害防止を図ることを目的とするものであり、同戦略の下、6年間に16の連邦省庁の連携により、46の施策が講じられた<sup>59</sup>。

#### (ii) 食品廃棄物削減プログラムの推進

USDAとEPAの連携により2013年に官民連携の枠組み、「米国食品廃棄物チャレンジ」（U.S. Food Waste Challenge）プログラムが開始された<sup>60</sup>。その背景として、2010年時点で米国では食

53) Executive Order 13693 of March 19, 2015: Planning for Federal Sustainability in the Next Decade, *Federal Register*, Vol.80 No.57, March 25, 2015, pp.15871-15884. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2015-03-25/pdf/2015-07016.pdf>>

54) 具体的には、USDA 指定バイオプリファード製品を追加しつつ、EPA が特定する環境配慮製品（Safer Choice ラベルなど）の購入を徹底させている。

55) “National Strategy for Electronics Stewardship (NSES),” August 21, 2015. EPA Website <<https://www.epa.gov/electronics-batteries-management/national-strategy-electronics-stewardship-nses>>

56) Proclamation 8601 of November 15, 2010: America Recycles Day, 2010, *Federal Register*, Vol.75 No.223, November 19, 2010, pp.71003-71004. 2010年の「米国リサイクルの日」（America Recycles Day）に、オバマ大統領は、リサイクルの環境・経済的効果を強調し、特に電子廃棄物（E-waste）の適正管理の必要性と、国民・企業・政府の協力による持続可能なリサイクル体制の構築を呼びかけた。

57) 「電子機器スチュワードシップに関する省庁間タスクフォース」（Interagency Task Force on Electronics Stewardship）。大統領府環境諮問委員会（White House Council on Environmental Quality: CEQ）、EPA、一般調達庁（General Services Administration: GSA）が共同議長を務め、16の連邦省庁が参加した。Interagency Task Force on Electronics Stewardship, “National Strategy for Electronics Stewardship,” July 20, 2011. EPA Website <[https://www.epa.gov/sites/default/files/2015-09/documents/national\\_strategy\\_for\\_electronic\\_stewardship\\_0.pdf](https://www.epa.gov/sites/default/files/2015-09/documents/national_strategy_for_electronic_stewardship_0.pdf)>

58) 同戦略の中で、米国内の電子廃棄物は240万トン（2010年時点）であること、使用済電子機器の74%（2005年時点）が輸出されていることが言及されている。

59) “National Strategy for Electronics Stewardship: Accomplishments Report,” U.S. Environmental Protection Agency, U.S. General Services Administration, U.S. Department of Energy, January 2017. <[https://www.epa.gov/sites/default/files/2017-08/documents/national\\_strategy\\_for\\_electronics\\_stewardship\\_accomplishments\\_report\\_final\\_8\\_7\\_17.pdf](https://www.epa.gov/sites/default/files/2017-08/documents/national_strategy_for_electronics_stewardship_accomplishments_report_final_8_7_17.pdf)>

60) “USDA and EPA Launch U.S. Food Waste Challenge,” June 4, 2013. USDA Website <<https://www.usda.gov/about-usda/news/press-releases/2013/06/04/usda-and-epa-launch-us-food-waste-challenge>> 同プログラムは、食品ロス・廃棄物の削減、回収、リサイクルに関するベストプラクティスを共有するプラットフォーム構築を目的としたものであり、2020年までに1,000の参加者の獲得という目標に対し、2014年末時点で4,000以上の参加者を獲得した。2011年、

料供給の約31%（約6650万トン）が廃棄されていたことがある。

2015年に両省庁は共同で「2030年までに米国の食品廃棄物を50%削減する」という目標を発表し<sup>61)</sup>、この目標を達成するための官民連携の枠組みとして新たに「米国食品ロス・廃棄2030年チャンピオン」(U.S. Food Loss and Waste 2030 Champions) プログラムが開始された<sup>62)</sup>。同プログラムには45の企業が参加している<sup>63)</sup>。

#### (4) リメイド研究所の設立

2013年、製造技術の研究開発を支援し、実用化を促進することを目的に、国防総省(Department of Defense: DOD)、エネルギー省(Department of Energy: DOE)、商務省(Department of Commerce: DOC)を始め複数の省庁の連携の下で進められるイニシアティブとして、幅広い分野の製造技術の研究機関<sup>64)</sup>を統合、調整する枠組みである「製造USA (Manufacturing USA)」<sup>65)</sup>が開始された<sup>66)</sup>。

「リメイド研究所」(Reducing Embodied-energy And Decreasing Emissions Institute: REMAID)は、製造USAの研究機関として、オバマ政権末期の2017年1月に、DOEと民間による7000万ドルずつの共同出資で設立された、コンソーシアム、官民パートナーシップ型の研究所である<sup>67)</sup>。米国の製造業は国内総エネルギー消費の約25%を占めるが、その多くは製品に内包エネルギー<sup>68)</sup>として蓄積されている。そのため、素材の再利用・再製造・リサイクルを通じた、材料の生産、加工に消費されるエネルギーの削減が重要視された。リメイド研究所は金属、繊維、ポリマー、そして電子廃棄物の再利用・リサイクル、及び再製造のコスト低減技術の開発を目的としており、設立後5年間で、約100件の研究開発プロジェクトに約1億ドルを投資し、内

---

EPAはSMMプログラムの1つとして同様の目的の「食品回収チャレンジ」(Food Recovery Challenge)プログラムを開始している(“Learn About the Food Recovery Challenge,” January 22, 2026. EPA Website <<https://www.epa.gov/sustainable-management-food/learn-about-food-recovery-challenge>>)

(61) “USDA and EPA Join with Private Sector, Charitable Organizations to Set Nation’s First Food Waste Reduction Goals,” September 16, 2015. USDA Website <<https://www.usda.gov/about-usda/news/press-releases/2015/09/16/usda-and-epa-join-private-sector-charitable-organizations-set-nations-first-food-waste-reduction>>; “United States 2030 Food Loss and Waste Reduction Goal,” December 4, 2025. EPA Website <<https://www.epa.gov/sustainable-management-food/united-states-2030-food-loss-and-waste-reduction-goal>>

(62) “U.S. Food Loss and Waste 2030 Champions.” USDA Website <<https://www.usda.gov/about-food/food-safety/food-loss-and-waste/us-food-loss-and-waste-2030-champions>>; “United States Food Loss and Waste 2030 Champions,” September 11, 2025. EPA Website <<https://www.epa.gov/sustainable-management-food/united-states-food-loss-and-waste-2030-champions>>

(63) “U.S. Food Loss and Waste 2030 Champions: 2023 Milestones Report,” U.S. Department of Agriculture. <<https://www.usda.gov/sites/default/files/documents/2030-Champions-Milestones-Report.pdf>>

(64) 設立された研究機関は徐々に増加し、2025年時点、17の研究機関から構成されるネットワークになっている。

(65) 「全米製造イノベーションネットワーク」(National Network for Manufacturing Innovation: NNMI)として開始されたが、2016年9月に「製造USA (Manufacturing USA)」の通称が付与された。2014年12月に根拠法として、Revitalize American Manufacturing and Innovation Act of 2014 (通称「RAMI Act」)が、Consolidated and Further Continuing Appropriations Act (Pub. Law 113-235, December 16, 2014)のDiv. BのTitle VIIとして成立した。

(66) “The National Network for Manufacturing Innovation,” Congressional Research Service, Updated January 30, 2017, *CRS Report* R44371. <[https://www.congress.gov/crs\\_external\\_products/R/PDF/R44371/R44371.10.pdf](https://www.congress.gov/crs_external_products/R/PDF/R44371/R44371.10.pdf)>

(67) “Energy Department Launches New Manufacturing USA Institute Focused on Recycling and Reusing Materials,” January 4, 2017. DOE Website <<https://www.energy.gov/articles/energy-department-launches-new-manufacturing-usa-institute-focused-recycling-and-reusing>>

(68) 内包エネルギー (embodied energy) とは、製品の製造から輸送、使用、廃棄に至る一連の製品のライフサイクル全体で使用されるエネルギーである。

包エネルギー削減と温室効果ガス排出削減について目標を超える成果<sup>69)</sup>を達成している。リメイク研究所の設立には、製造業の低炭素化に向けた施策であると同時に、サーキュラーエコノミーを環境問題にとどまらず、製造業の競争力強化及びエネルギー安全保障問題としてもみなしたオバマ政権の姿勢が表れている。

### 3 第一次トランプ政権（2017～2021年1月）

第一次トランプ政権のCE政策は、中国のナショナル・ソードという貿易ショックを受け、気候変動対策としてではなく国内のリサイクル市場の再構築・効率化の観点から進められる一方、次のバイデン政権で発表されることになるリサイクル国家戦略に向けた検討が行われた。

#### (1) 中国「ナショナル・ソード」政策への対応

##### (i) 中国「ナショナル・ソード」政策の影響

中国は1980年代以降、世界最大の再生資源（廃棄物）輸入国であり、2017年には世界の廃プラスチックの約56%を受け入れていた<sup>70)</sup>。しかし、廃棄物が深刻な環境汚染、健康被害をもたらしていたため、2017年7月に世界貿易機構（WTO）へ通告する形で廃棄物輸入の大幅な制限を発表した。そして、2018年1月に「ナショナル・ソード（国門利剣）」政策を施行し、特定の廃棄物（混合プラスチック、混合古紙など）の輸入禁止、禁止対象外の廃棄再生資源についても汚染率の上限を0.5%に設定等、廃棄物の輸入制限を大幅に厳格化した<sup>71)</sup>。米国の廃プラスチック輸出量は、2015年の約230万トンから2018年には120万トン、2021年には60万トンへと減少した<sup>72)</sup>。

ナショナル・ソードの影響を受けて、リサイクル費用の上昇、自治体におけるリサイクルプログラム縮小や中止等、米国のリサイクルシステムは混乱した<sup>73)</sup>。その結果、国内における高度な<sup>74)</sup>廃棄物選別施設の不足、輸出に代わる国内処理能力の欠如、リサイクルシステムが主に州・自治体レベルで運営されているパッチワーク型のシステムであるという構造的問題が広く認識された<sup>75)</sup>。

##### (ii) リサイクル国家戦略策定に向けた取組

トランプ政権は気候変動問題、環境問題に対して懐疑的であり、予算教書において関連する

(69) Ilene Wolff, “Straight Out Circular: Going Places with REMADE Institute Efforts,” April 15, 2022. SME Website <<https://www.sme.org/technologies/articles/2022/april/straight-out-circular-going-places-with-remade-institute--efforts/>>

(70) Shaun Cameron, “China: rejecting rubbish,” *Interpreter*, November 10, 2021. Lowy Institute Website <<https://www.lowyinstitute.org/the-interpreter/china-rejecting-rubbish>>

(71) “Resetting Curbside Recycling Programs in the Wake of China,” SWANA Applied Research Foundation, 2019. <[https://swana.org/docs/default-source/resources-documents/arf-documents/arf\\_ec-resetting\\_curbside\\_recycling\\_programs.pdf](https://swana.org/docs/default-source/resources-documents/arf-documents/arf_ec-resetting_curbside_recycling_programs.pdf)> 輸入制限に加え、米国からの段ボール・古紙・金属・プラスチックなどに追加関税が課された。

(72) Endalkachew Sahle-Demissie, “Sustainable End-of-Life Management of Plastics,” EPA/600/R-23/185, EPA, June 2023. <<https://nepis.epa.gov/Exec/ZyPDF.cgi/P101C0IO.PDF?Dockey=P101C0IO.PDF>>

(73) 例えば、米国で埋立処分されるプラスチックの量は23.2%増加した（Aditya Vedantam et al., “Impact of China’s National Sword Policy on the U.S. Landfill and Plastics Recycling Industry,” *Sustainability*, Vol.14 No.4, 2456, February 2022. <<https://doi.org/10.3390/su14042456>>）。

(74) 中国に輸出可能な、汚染率0.5%以下を達成できる水準のことである。

(75) Thomas R. Carper, “EPA’s Draft National Recycling Plan Is A Wasted Opportunity,” December 4, 2020. U.S. Senate Committee on Environment and Public Works Website <<https://www.epw.senate.gov/public/index.cfm/2020/12/carper-epa-s-draft-national-recycling-plan-is-a-wasted-opportunity>>

プログラムや省庁の予算の大幅削減を繰り返し提示していたが<sup>(76)</sup>、ナショナル・ソードを受けて、国内のリサイクル市場の再構築に取り組んだ。

2018年11月、EPAはリサイクルに関する初めてのサミット<sup>(77)</sup>を開催し、リサイクルシステムの課題について官民の関係者と議論した<sup>(78)</sup>。その1年後に、同サミットを引き継いで行われた議論を踏まえ、EPAにより、課題と取るべき行動項目をまとめたロードマップ「リサイクルシステムの促進に向けた国家枠組み」(National Framework for Advancing the U.S. Recycling System)<sup>(79)</sup>が発表された。

さらに1年後の2020年10月、「リサイクル国家戦略」(National Recycling Strategy)<sup>(80)</sup>の草案<sup>(81)</sup>が発表された。草案では、ナショナル・ソードへの対応と、同政権が重要視していた経済性(効率化)を反映し、米国の都市廃棄物リサイクルシステムの強化とコスト効率化に焦点が当てられている。また、同年11月の第3回サミットで2030年までにリサイクル率を50%に引き上げるという「リサイクル国家目標」(National Recycling Goal)が発表された<sup>(82)</sup>。ただし、いずれも自発的取組にとどまるものであった。

## (2) 海洋保護法 2.0 法の成立

トランプ政権末期の2020年12月、対立の激しかった当時の連邦議会において超党派の支持を得て「海洋保護 2.0 法」(SOS 2.0 法)<sup>(83)</sup>が可決、成立した。同法は2018年に成立した初代の「海洋保護法」<sup>(84)</sup>を大幅に拡充した法律である。背景として当時、世界的に海洋プラスチック問題が深刻化したこと、前述したとおり、中国ナショナル・ソードを受け国内のリサイクルシステムの脆(ぜい)弱性が露呈したことがある。

SOS 2.0 法の冒頭(第2条)で「サーキュラーエコノミー」が定義されている<sup>(85)</sup>。

(76) 例えば就任後最初のものである2018年大統領予算教書(“America First: A Budget Blueprint to Make America Great Again,” Office of Management and Budget, March 2017. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/BUDGET-2018-BLUEPRINT/pdf/BUDGET-2018-BLUEPRINT.pdf>>)ではEPAの予算のうち26億ドル(前年度予算(暫定予算)の31%)を削減する方針を提示している。しかし、連邦議会はこのような予算教書を全く取り合わなかった。

(77) 「米国リサイクルの日サミット」(America Recycle Day Summit)

(78) “EPA Celebrates America Recycles Day, Convenes Recycling Summit to Strengthen Domestic Recycling,” 2018.11.15. EPA Website <<https://www.epa.gov/archive/epa/newsreleases/epa-celebrates-america-recycles-day-convenes-recycling-summit-strengthen-domestic.html>>

(79) “National Framework for Advancing the U.S. Recycling System,” EPA, November 2019. <[https://www.epa.gov/sites/default/files/2019-11/documents/national\\_framework.pdf](https://www.epa.gov/sites/default/files/2019-11/documents/national_framework.pdf)>

(80) II 4 (1) (i) 参照。

(81) “Draft National Recycling Strategy,” EPA, October 5, 2020. <[https://www.epa.gov/sites/default/files/2020-10/documents/draft\\_national\\_recycling\\_strategy.pdf](https://www.epa.gov/sites/default/files/2020-10/documents/draft_national_recycling_strategy.pdf)>

(82) “The New National Recycling Goal: Increase the national recycling rate to 50% by 2030.” EPA Website <[https://www.epa.gov/sites/default/files/2020-12/documents/final\\_one\\_pager\\_to\\_print\\_508.pdf](https://www.epa.gov/sites/default/files/2020-12/documents/final_one_pager_to_print_508.pdf)> 同時期に公表された資料(“Advancing Sustainable Materials Management: 2018 Fact Sheet,” EPA, December 2020. <[https://www.epa.gov/sites/default/files/2020-11/documents/2018\\_ff\\_fact\\_sheet.pdf](https://www.epa.gov/sites/default/files/2020-11/documents/2018_ff_fact_sheet.pdf)>)で、2018年時点の全米のリサイクル率が32.1%に低下していることが報告されている。

(83) Save Our Seas 2.0 Act of 2020, Pub. Law 116-224, December 18, 2020. 通称「SOS2.0法」。2025年12月、同法は、「改正海洋保護 2.0 法」(Save Our Seas 2.0 Amendments Act, Pub. Law 119-65, December 26, 2025)により改正された。

(84) Save Our Seas Act of 2018, Pub. Law 115-265, October 11, 2018. 同法の Title I が、前身の「海洋ゴミ抑制・回収法」(Marine Debris Research, Prevention, and Reduction Act, Pub. Law 109-449, December 22, 2006. 通称「Marine Debris Act」)、2012年に改正)の改正である。海洋ゴミ抑制・回収法、海洋保護法の目的はそれぞれ、海洋ゴミ対策(海洋ゴミの発生抑制及び発生源の特定)、海洋ゴミの国際的対応(諸外国の廃棄物管理制度の整備支援)であり、CE そのものは目標ではなく、米国海洋大気庁(National Oceanic and Atmospheric Administration: NOAA)が担当省庁であった。

(85) サーキュラーエコノミーは「システム的アプローチを用い、設計によって修復的・再生的であり、資源がその

プラスチックのリサイクルへのEPAの関与については、Title IIIにおいてEPAに対し、ポストコンシューマー材料管理戦略の策定やプラスチック廃棄物活用に関する調査等を義務づけるとともに、リサイクルインフラ改善のための助成金プログラム（年間5500万ドル、2021～2025年度）を創設している。一方、マイクロプラスチックについては、EPAに「マイクロプラスチック」の科学的定義の策定を求めるとともに、飲料水や食品供給におけるマイクロプラスチックの影響に関する調査を義務づけた。なお、同様に「省庁間海洋廃棄物調整委員会」<sup>(86)</sup>に対してマイクロファイバーの定義策定や評価・試験方法の開発等を求めている。

SOS 2.0法は、前身の法律と異なり、海洋ゴミ（特にプラスチック）の削減にとどまらず、「廃棄物を資源として管理する」CEを軸とした海洋ゴミへの対応を求めている。

### (3) 大統領令による調達方針の転換

2018年5月、トランプ政権は大統領令13834号<sup>(87)</sup>を発出し、連邦政府のエネルギー・環境運営に関する基本方針を環境・気候目標主導から法令遵守・効率性・コスト削減主導へと大きく転換させた。本大統領令の最大の特徴は、オバマ政権による大統領令13693号で設定した温室効果ガス削減目標や再生可能エネルギー導入目標といった数値目標を廃止したことである。調達については、具体的な数値目標<sup>(88)</sup>を削除し、法定要件を遵守しつつ、コスト効率の高い方法で行うことを指示している<sup>(89)</sup>。

## 4 バイデン政権（2021～2025年1月）

バイデン政権は、政権発足直後に大統領令14008号<sup>(90)</sup>を発出し、第一次トランプ政権の方針を大きく転換し、気候変動問題、環境問題を外交、経済安全保障政策の中心に据え、政府全体で取り組む姿勢を示した。

### (1) 「万人のためのサーキュラーエコノミー構築」イニシアティブの推進

「万人のためのサーキュラーエコノミー構築」（Building a Circular Economy for All）イニシアティブは、EPAが策定するCE戦略のシリーズ全体を指すイニシアティブであり<sup>(91)</sup>、3つの国家戦略から構成されている。その1つ目の戦略である「リサイクル国家戦略」とともに発表された。

---

最高の価値を可能な限り長く維持し、材料・製品・システムの優れた設計を通じて廃棄物の排除を目指す経済」と定義されている。

(86) Interagency Marine Debris Coordinating Committee. NOAAが議長を務め、EPAを含む10の省庁が参加している。

(87) Executive Order 13834 of May 17, 2018: Efficient Federal Operations, *Federal Register*, Vol.83 No.99, May 22, 2018, pp.23771-23774. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2018-05-22/pdf/2018-11101.pdf>>

(88) 前掲注52

(89) 連邦省庁に課されていた厳しい制約を廃止することにより、各省庁が現場の判断や予算に合わせて動けるように調達規則を緩和したという点で、同政権が推進した規制緩和に通じるものである。

(90) Executive Order 14008 of January 27, 2021: Tackling the Climate Crisis at Home and Abroad, *Federal Register*, Vol.86 No.19, February 1, 2021, pp.7619-7633. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2021-02-01/pdf/2021-02177.pdf>>

(91) “Building a Circular Economy for All: Progress Toward Transformative Change,” EPA530-R-22-004, EPA ORCR, September 2022. <[https://www.epa.gov/system/files/documents/2022-09/EPA\\_Circular\\_Economy\\_Progress\\_Report\\_Sept\\_2022.pdf](https://www.epa.gov/system/files/documents/2022-09/EPA_Circular_Economy_Progress_Report_Sept_2022.pdf)>

**(i) リサイクル国家戦略**

「リサイクル国家戦略」<sup>(92)</sup>は2021年11月に、EPAにより発表された、「2030年までにリサイクル率を50%に引き上げる」という「リサイクル国家目標」<sup>(93)</sup>の達成に向けて策定された戦略である。都市廃棄物リサイクルシステムの強化とコスト効率化に絞られた同戦略の草稿<sup>(94)</sup>と比較して、「環境正義」(environmental justice)<sup>(95)</sup>についての言及や、草案では3つであった目標が増え、同戦略は5つの目標<sup>(96)</sup>で構成されている等、包括的なものになっている。

IIJAから、EPAのCE、リサイクル関連プログラムに3億7500万ドルが拠出されている<sup>(97)</sup>。主なものとして2億7500万ドル(73%)が、リサイクル国家戦略に位置付けられる「固形廃棄物リサイクルインフラ助成プログラム」(Solid Waste Infrastructure for Recycling Grant Program: SWIFR)に拠出されている<sup>(98)</sup>。

**(ii) 食品ロス・廃棄物削減及び有機物リサイクルのための国家戦略**

「食品ロス・廃棄物削減及び有機物リサイクルのための国家戦略」<sup>(99)</sup>は2024年6月に発表されたEPA、USDA及び「米国食品医薬品局」(U.S. Food and Drug Administration: FDA)の3連邦省庁連携の下で推進される省庁横断型の戦略である。食品のロスと廃棄を防止し、食品を始めとする有機廃棄物のリサイクル率を高めることにより<sup>(100)</sup>、温室効果ガス排出の削減、家計・企業のコスト低減、より清潔で健康的なコミュニティの構築を目指す戦略である。同戦略は4つの目標<sup>(101)</sup>で構成されている。

**(iii) プラスチック汚染防止国略**

「プラスチック汚染防止国家戦略」<sup>(102)</sup>は2024年11月に、EPAが「2040年までに陸上及び海上の発生源から環境中へのプラスチック廃棄物の放出を防止する」という目標達成に向けて策定

(92) “National Recycling Strategy: Part One of a Series on Building a Circular Economy for All,” EPA530-R-21-003, EPA, November 15, 2021. <<https://www.epa.gov/system/files/documents/2021-11/final-national-recycling-strategy.pdf>>

(93) “The New National Recycling Goal: Increase the national recycling rate to 50% by 2030,” *op.cit.* (82)

(94) “Draft National Recycling Strategy,” *op.cit.* (81)

(95) 環境正義とは、環境保護と社会的正義とを結び付け、環境面での公正、公平を重要視する考え方である。

(96) 同戦略の目標は次のとおりである：再生資源市場の改善、廃棄物収集量の増加とマテリアル管理基盤の改善、リサイクル材料ストリームにおける汚染の削減、循環性を支援する政策の強化（新規）、測定標準化とデータ収集の増加（新規）。

(97) “Biden-Harris Administration Announces Availability of \$100 Million in Grants to Support Recycling Infrastructure and Education and Outreach,” November 17, 2022. EPA Website <<https://www.epa.gov/newsreleases/biden-harris-administration-announces-availability-100-million-grants-support>> 3億7500万ドルという金額は、過去30年間でEPAリサイクル施策に対する最大の投資であると言及されている。

(98) “Solid Waste Infrastructure for Recycling Grant Program,” January 26, 2026. EPA Website <<https://www.epa.gov/circulareconomy/solid-waste-infrastructure-recycling-grant-program>> 同プログラムは、SOS2.0法により設立され、リサイクル国家戦略の一環として、ポストコンシューマー材料管理・基盤整備を推進する助成プログラムである。

(99) “National Strategy for Reducing Food Loss and Waste and Recycling Organics,” EPA530-R-23-025, EPA, USDA and FDA, June 2024. <[https://www.epa.gov/system/files/documents/2025-02/14451\\_food-waste-strategy\\_v5\\_508.pdf](https://www.epa.gov/system/files/documents/2025-02/14451_food-waste-strategy_v5_508.pdf)>

(100) 2015年にEPAとUSDAが共同で「2030年までに米国の食品廃棄物を50%削減する」目標を発表している(“USDA and EPA Join with Private Sector, Charitable Organizations to Set Nation’s First Food Waste Reduction Goals,” *op.cit.*(61); “United States 2030 Food Loss and Waste Reduction Goal,” *op.cit.* (61))。

(101) 同戦略の目標は次のとおりである：食品ロスの防止、食品廃棄の防止、有機廃棄物全体のリサイクル率向上、食品ロス・廃棄防止及び有機廃棄物リサイクルを促進する政策の支援。

(102) “National Strategy to Prevent Plastic Pollution: Part Three of a Series on Building a Circular Economy for All,” EPA530-R-24-006, EPA, November 2024. <[https://www.epa.gov/system/files/documents/2024-11/final\\_national\\_strategy\\_to\\_prevent\\_plastic\\_pollution.pdf](https://www.epa.gov/system/files/documents/2024-11/final_national_strategy_to_prevent_plastic_pollution.pdf)>

した、包括的なプラスチック汚染対策である。SOS2.0法<sup>[103]</sup>により、EPAはプラスチック汚染に関する国家戦略の策定が求められていた。同戦略は6つの目標<sup>[104]</sup>で構成されている。

同戦略の草稿<sup>[105]</sup>が発表された2023年4月、「プラスチック汚染と循環経済に関する省庁間政策委員会」(Interagency Policy Committee on Plastic Pollution and a Circular Economy: IPC)が設置され、20以上の連邦省庁や委員会の連携の下、プラスチック汚染対策が推進された<sup>[106]</sup>。

## (2) 重要鉱物サプライチェーン強化とリサイクル推進

重要鉱物の供給・加工は特定の国に偏在している。米国も例外でなく、当時は、重要鉱物35品目のうち31品目で輸入依存度が50%を超え、14品目では国内生産がゼロという状況にあった<sup>[107]</sup>。第一次トランプ政権もこの問題を認識しており、2017年、大統領令13817号<sup>[108]</sup>により、重要鉱物リストの策定を指示し、供給途絶リスクの低減を連邦政府の政策課題として位置付けていた。さらに、大統領令13953号<sup>[109]</sup>により国家緊急事態(national emergency)を宣言し<sup>[110]</sup>、国内生産の強化(新規採掘)のために環境規制緩和や手続の簡素化を指示した。

バイデン政権は重要鉱物の課題を引き継ぎ、2021年、大統領令14017号<sup>[111]</sup>を発出し、重要鉱物のサプライチェーンの100日レビューを関係省庁に指示した。そして、大統領決定2022-11号<sup>[112]</sup>により、気候変動問題、環境問題を外交、経済安全保障政策の中心に据えていたバイデン政権は、国内での採掘だけでなくリサイクルと再利用、鉱山廃棄物などの二次的資源からの回収を通して重要鉱物の国内安定供給を確保する方針を決定した<sup>[113]</sup>。

[103] Save Our Seas 2.0 Act of 2020, *op.cit.* (83)

[104] 同戦略の目標は次のとおりである：プラスチック生産における汚染の削減、素材・製品設計の革新、廃棄物発生量の削減、廃棄物管理の改善、プラスチック汚染捕獲・除去の改善、水域・海洋へのマイクロ・ナノプラスチックの流入の最小化。

[105] “Draft National Strategy to Prevent Plastic Pollution: Part of a Series on Building a Circular Economy for All,” EPA530-R-23-006, EPA ORCR, April 2023. <[https://www.epa.gov/system/files/documents/2023-04/Draft\\_National\\_Strategy\\_to\\_Prevent\\_Plastic\\_Pollution.pdf](https://www.epa.gov/system/files/documents/2023-04/Draft_National_Strategy_to_Prevent_Plastic_Pollution.pdf)>

[106] “Mobilizing Federal Action on Plastic Pollution: Progress, Principles, and Priorities,” IPC, July 2024. Biden Whitehouse Archives Website <<https://bidenwhitehouse.archives.gov/wp-content/uploads/2024/07/Mobilizing-Federal-Action-on-Plastic-Pollution-Progress-Principles-and-Priorities-July-2024.pdf>> 同委員会は2023年4月に設置され、CEQ議長と環境問題担当大統領補佐官が共同議長を務めた。

[107] “Critical Minerals and Materials,” U.S. Department of Energy, January 2021. <[https://www.energy.gov/sites/prod/files/2021/01/f82/DOE%20Critical%20Minerals%20and%20Materials%20Strategy\\_0.pdf](https://www.energy.gov/sites/prod/files/2021/01/f82/DOE%20Critical%20Minerals%20and%20Materials%20Strategy_0.pdf)>

[108] Executive Order 13817 of December 20, 2017: A Federal Strategy to Ensure Secure and Reliable Supplies of Critical Minerals, *Federal Register*, Vol.82 No.246, December 26, 2017, pp.60835-60837. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2017-12-26/pdf/2017-27899.pdf>>

[109] Executive Order 13953 of September 30, 2020: Addressing the Threat to the Domestic Supply Chain from Reliance on Critical Minerals from Foreign Adversaries and Supporting the Domestic Mining and Processing Industries, *Federal Register*, Vol.85 No.193, October 5, 2020, pp.62539-62544. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-10-05/pdf/2020-22064.pdf>>

[110] 「国家非常事態法」(National Emergencies Act (NEA) of 1976, 50 U.S.C. §§ 1601-1651)に基づいて宣言されるものである。

[111] Executive Order 14017 of February 24, 2021: America’s Supply Chains, *Federal Register*, Vol.86 No.38, March 1, 2021, pp.11849-11854. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2021-03-01/pdf/2021-04280.pdf>>

[112] Presidential Determination No. 2022-11 of March 31, 2022: Presidential Determination Pursuant to Section 303 of the Defense Production Act of 1950, as Amended, *Federal Register*, Vol.87 No.66, April 6, 2022, pp.19775-19777. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-04-06/pdf/2022-07421.pdf>>

[113] 「国防生産法」(Defense Production Act of 1950, 50 U.S.C. 4533)に基づき、民間に対し重要鉱物の生産、優先供給を指示し、生産能力増強を支援することを決定した。近年の例として、コロナ禍(2020~2021年)の際、同法に基づき第一次トランプ政権、バイデン政権において、医療資材やワクチンの増産が指示されている。

**(i) 重要鉱物、電池サプライチェーンの構築**

国内に重要鉱物や電池のサプライチェーンを構築するために、IIJA から 75 億ドルが拠出され、DOE により、電池材料加工や製造・リサイクル等に対して助成が行われた（表 2）。また、回収率・経済性のブレークスルーを狙う技術開発を目的とする賞金型支援も行われた。加えて、同法では使用済電池の回収インフラの整備・制度設計を目的とした、拡大生産者責任<sup>114)</sup>の枠組みを検討するタスクフォースの設置も規定されている。

表 2 IIJA による重要鉱物、電池材料の製造、処理、リサイクル等の支援

目的・プログラム（上段：邦訳名称、下段：英文名称）	規模（期間）
電池材料処理助成	30 億ドル
Battery Materials Processing Grants	(2022～2026 年度)
電池製造・リサイクル助成	30 億ドル
Battery Manufacturing and Recycling Grants	(2022～2026 年度)
リチウムイオン電池リサイクルプライズ	10 百万ドル
Litium-ion Battery Recycling Prize Competition	(2022 年度)
電池・重要鉱物リサイクル研究開発・処分	60 百万ドル
Battery and Critical Minerals Recycling	(2022～2026 年度)
州・自治体の電池回収プログラム	50 百万ドル
State and Local Programs	(2022～2026 年度)
小売業者による電池回収	15 百万ドル
Retailers as Collection Points	(2022～2026 年度)
電気自動車の電池のリサイクル・再利用プログラム	2 億ドル
Electric Drive Vehicle Battery Recycling and Second-life Applications Program	(2022-2026 年度)
先端エネルギー製造およびリサイクル助成プログラム	7 億 6 千万ドル
Advanced Energy Manufacturing and Recycling Grant Program	(2022～2026 年度)
重要鉱物の処理、重要鉱物および金属の開発助成プログラム	4 億ドル
Grant Program for Processing of Critical Minerals and Development of Critical Minerals and Metals	(2021～2024 年度)
合計	74 億 95 百万ドル

（出典）IIJA40207 条～40210 条を基に筆者作成。

**(ii) DOE における重要鉱物回収の技術開発の取組**

リサイクルや再利用等を始め CE 関連施策は EPA の主導の下、推進されている。しかし、DOE では、次に挙げるような、従来は廃棄処分されていた産業廃棄物・排水や鉱山廃水等から重要鉱物を回収するための技術開発が幅広く推進されている。

**(a) CORE-CM イニシアティブ**

CORE-CM イニシアティブ<sup>115)</sup>は、全米の石炭盆地の石炭灰、鉱山廃水等からのレアメタル等

<sup>114)</sup> 「拡大生産者責任」(Extended Producer Responsibility: EPR) とは、環境負荷の少ない製品設計を促進する目的で、製品の製造・販売事業者が、設計・製造段階だけでなく、使用後の廃棄、リサイクル、処分まで責任を負うという考え方である。

<sup>115)</sup> 「炭素鉱物、レアアース、及び重要鉱物」(Carbon Ore, Rare Earth, and Critical Minerals: CORE-CM) イニシアティブ

回収の資源評価と技術開発を推進するイニシアティブである。DOE のエネルギー技術国立研究所 (National Energy Technology Laboratory: NETL) が推進している。

IJA から同研究所に 3200 万ドルが拠出されており、ワイオミング州の研究施設で、同研究所で開発された技術の実証研究として同州パウダーリバー盆地の石炭灰からレアメタルを抽出する経済的実現可能性の検証が進められている<sup>116)</sup>。

### (b) E-SCRAP プライズ

E-SCRAP プライズ<sup>117)</sup> は、電子機器廃棄物 (e-scrap) から重要鉱物 (クリティカルマテリアル) の回収・再利用を大幅に拡大する革新的技術を競う、懸賞金型の研究開発支援プログラムである。2024 年に開始され、DOE の先進材料・製造技術局 (Advanced Materials and Manufacturing Technologies Office: AMMTO) が推進している。

同プログラムは、革新的なりサイクル技術の概念提案 (フェーズ 1)、概念を証明するためのプロトタイプ開発と実演 (フェーズ 2)、商業化に向けた技術開発及びパートナーとの連携等 (フェーズ 3) の 3 つのフェーズで構成されている。懸賞金の総額は最大 400 万ドル (賞金と技術支援) である。2025 年 1 月にフェーズ 1 を通過した 10 チームが発表され、合計 53 万ドルが授与された。

### (3) 大統領令による気候変動・環境問題対策のための調達の推進

バイデン政権は、2021 年 1 月、大統領令 13990 号<sup>118)</sup> により、第一次トランプ政権による、調達条件・目標を撤廃した大統領令 13834 号を実質的に廃止した後<sup>119)</sup>、同年 12 月に大統領令 14057 号<sup>120)</sup> を発出した。具体的には、気候変動・環境問題対策としての調達の具体的な方針として<sup>121)</sup>、2027 年までに小型車、2035 年までに全車両の調達を 100% ゼロエミッション車にすること、バイ・クリーン (Buy Clean) 政策<sup>122)</sup> を含む連邦調達からの温室効果ガス排出をゼロにすること等を提示した。

連邦調達により温室効果ガスの排出削減、環境ステewardシップ、レジリエントなサプライチェーン構築、及びイノベーション促進を図ることを目的として、オバマ政権による大統領

ブ (“The Carbon Ore, Rare Earth, and Critical Minerals (CORE-CM) Initiative.” DOE NETL Website <<https://netl.doe.gov/resource-sustainability/critical-minerals-and-materials/core-cm>>)

116) “DOE Invests \$32M for Projects to Study Production of Critical Minerals and Materials From Coal-Based Resources,” July 14, 2023. DOE NETL Website <<https://netl.doe.gov/node/12700>>; “Wyoming Pilot Plant To Test NETL Process for Extracting Rare Earth Elements From Coal Ash,” March 13, 2025. *ibid.* <<https://netl.doe.gov/node/14665>>

117) 「電子機器スクラップリサイクル推進プライズ」(Electronics Scrap Recycling Advancement Prize: E-SCRAP) (“Electronics Scrap Recycling Advancement Prize,” January 8, 2025. DOE Website <<https://www.energy.gov/eere/ammto/articles/electronics-scrap-recycling-advancement-prize>>)

118) Executive Order 13990 of January 20, 2021: Protecting Public Health and the Environment and Restoring Science To Tackle the Climate Crisis, *Federal Register* Vol.86 No.14, January 25, 2021, pp.7037-7043. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2021-01-25/pdf/2021-01765.pdf>> 同政権発足初日に発出された。

119) 一部の事務的項目を除き、実質的に廃止した。

120) Executive Order 14057 of December 8, 2021: Catalyzing Clean Energy Industries and Jobs Through Federal Sustainability, *Federal Register*, Vol.86 No.236, December 13, 2021, pp.70935-70943. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2021-12-13/pdf/2021-27114.pdf>>

121) 既に大統領令 14008 号で、気候変動問題への対応に調達を活用するという方向性は示していたが、具体的な方針は提示されなかった。

122) コンクリートや鉄鋼などの建設資材について、原料の上流処理・採掘を含む製造の全段階において大気中に排出される温室効果ガスの排出量 (エンボディド・エミッション) が少ない製品の購入を促進する政策である。

令 13514 号及び 13693 号を復活、強化する方向で、再び、連邦省庁に環境配慮型の調達<sup>(123)</sup>を行うことを求めた<sup>(124)</sup>。また、非有害固形廃棄物の埋立処分を削減する数値目標<sup>(125)</sup>を提示し、廃棄物の最小化、汚染防止の推進、リサイクル製品市場の支援により、SOS 2.0 法に言及しつつ CE への転換を促進する方針を示した。

## 5 第二次トランプ政権（2025 年～）

第二次トランプ政権は、発足直後に大統領令 14154 号<sup>(126)</sup>を発出し、バイデン政権が気候変動問題、環境問題を外交、経済安全保障政策の中心に据え、政府全体で取り組む姿勢を示した大統領令 14008 号を廃止した<sup>(127)</sup>。そして、効率性を重視する同政権は気候変動対策を、経済成長を妨げる負担とみなすとともに、国内のエネルギー採掘・生産を奨励、エネルギー、鉱物生産の主導権を取り戻す方針を提示し、バイデン政権の方針をほぼ全面的に覆す方向性を示した<sup>(128)</sup>。

### (1) EPA の縮小再編

「小さい政府」を志向するトランプ政権は「政府効率化省」(Department of Government Efficiency: DOGE)を設立<sup>(129)</sup>する等、省庁縮小・再編、歳出削減、規制の緩和撤廃を進めているが、EPA については、「多様性、公平性、包摂性 (Diversity, Equity and Inclusion: DEI)」部署と環境正義室を閉鎖するとともに<sup>(130)</sup>、大幅な再編計画を提示<sup>(131)</sup>、組織再編、人員削減を進めている<sup>(132)</sup>。

<sup>(123)</sup> 具体的には再利用・再生・リサイクル製品の優先購入やライフサイクルコスト手法の活用による環境便益・コスト削減の最大化、リサイクル含有材、バイオベース製品、省エネ・節水製品の購入、EPA が推奨するサステナブル製品・サービスの購入を優先することを求めている。

<sup>(124)</sup> 同大統領令に合わせ、調達規則策定が指示された。2024 年 4 月に連邦調達規則協議会 (Federal Acquisition Regulatory Council) により「持続可能な製品・サービス調達規則」が公表され、連邦省庁は 34 の製品・サービスカテゴリにわたる 40 以上の環境基準・エコラベルを特定、同調達規則を満たす製品・サービスの優先調達を義務づけられることになった。“Federal Acquisition Regulation: Sustainable Procurement,” RIN 9000-AO43, *Federal Register*, Vol.89 No.78, April 22, 2024, pp.30212-30250. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2024-04-22/pdf/2024-07931.pdf>>

<sup>(125)</sup> 2025 年度までに最低 50%、2030 年度までに最低 75% の廃棄物の埋立処分を削減するという目標である。

<sup>(126)</sup> Executive Order 14154 of January 20, 2025: Unleashing American Energy, *Federal Register*, Vol.90 No.18, January 29, 2025, pp.8353-8359. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-01-29/pdf/2025-01956.pdf>>

<sup>(127)</sup> 大統領令 14008 号は、第二次トランプ政権が発足後 2 番目に発出した大統領令 14148 号 (Executive Order 14148 of January 20, 2025: Initial Rescissions of Harmful Executive Orders and Actions, *Federal Register*, Vol.90 No.17, January 28, 2025, pp.8237-8241. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-01-28/pdf/2025-01901.pdf>>) においても廃止されているが、大統領令 14154 号による廃止が実質的なものである。

<sup>(128)</sup> 同政権によるエネルギー・環境政策の見直しは、上野貴弘「米国トランプ政権によるエネルギー・環境政策の見直し (2025 年 9 月 28 日時点)」『SERC Discussion Paper』25002, 2025.10. <<https://www.denken.or.jp/jp/serc/research/files/1681/pdf/serc25002.pdf>> に体系的に整理されている。

<sup>(129)</sup> Executive Order 14158 of January 20, 2025: Establishing and Implementing the President’s “Department of Government Efficiency”, *Federal Register*, Vol.90 No.18, January 29, 2025, pp.8441-8422. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-01-29/pdf/2025-02005.pdf>>

<sup>(130)</sup> “EPA Places 171 DEIA and Environmental Justice Employees on Administrative Leave,” February 11, 2025. EPA Website <<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-places-171-deia-and-environmental-justice-employees-administrative-leave>>; “EPA Terminates Biden’s Environmental Justice, DEI Arms of Agency,” March 12, 2025. *ibid.* <<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-terminates-bidens-environmental-justice-dei-arms-agency>>

<sup>(131)</sup> “EPA Consolidations, Reorganizations, Realignment, or Other Transfer of Resources,” September 2025. EPA Website <<https://www.epa.gov/system/files/documents/2025-09/fy26-cj-addendum-consolidation-reorganization.pdf>> 2026 年度予算案の補足資料として提示された。

<sup>(132)</sup> 例えば、“EPA Announces Next Phase of Organizational Improvements to Better Integrate Science into Agency Offices, Deliver Clean Air, Land, and Water to All Americans,” May 2, 2025. EPA Website <<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-announces-next-phase-organizational-improvements-better-integrate-science-agency>>

予算についても同様であり、既に言及したように<sup>033)</sup>、2026年度については前年度から50億ドル減（54.5%減）の41.6億ドルが予算要求された<sup>034)</sup>。

## (2) 重要鉱物サプライチェーン強化の方向性の転換

リサイクルに関しては、CEの観点ではなく、「重要鉱物の確保」という経済安全保障・産業競争力の観点で扱われるようになった。2025年1月、トランプ政権は大統領令14154号を発出し、重要鉱物のリサイクル技術や米国内での加工を、中国への依存を減らすための手段として推進する方針を示している。

## (3) 大統領令による調達方針の再転換

大統領令14154号は、バイデン政権が連邦政府全体の取組により温室効果ガス排出を削減することとした大統領令14057号の廃止も指示している。これによりネットゼロ調達、バイ・グリーン政策が撤回され、調達に関しても効率性が重視されることになった。なお、同大統領令は、全ての連邦省庁に対し、IIJAにより計上された資金の支出を速やかに一時停止すること、及び再審査により同政権のエネルギーの主導権確保の方針に合致するものを選別し、再開する審査プロセスの導入も指示している。

## おわりに

本稿では、政策の優先順位の観点から米国のCE政策を概観した。米国のCE政策は、1976年に制定された「資源保護回復法」(RCRA)を基礎としている。しかし同法は廃棄物管理・処分に重点を置き、リサイクルの義務化には踏み込んでいないという限界がある。そのため、CEに関連する施策を推進するには、大統領令による連邦調達の活用や、助成金を通じた州政府支援など、RCRAを補完する枠組みが必要であることを確認した。

その上で、2000年代以降の各政権が、どのような観点からCE政策を推進したかを確認し、連邦政府がいかにして法的権限、予算、大統領令を用いて政策の優先順位（環境保護 vs 経済効率・安全保障）をシフトさせてきたかを明らかにした。ブッシュ政権は、エネルギー安全保障や資源の有効活用の文脈で、規制よりも産業界とのパートナーシップや自主的取組を重視した。オバマ政権は、気候変動対策の一環としてCE政策を位置付け、温室効果ガス削減の手段として推進するとともに、省庁間連携や「持続可能なマテリアル管理(SMM)」の概念を導入した。第一次トランプ政権は、中国の廃棄物輸入禁止(ナショナル・ソード)による市場の混乱を受け、気候変動対策ではなくリサイクル市場の再構築・効率化や経済性の観点からリサイクルシステムの見直しを主導した。バイデン政権は、気候変動問題・環境問題を外交・経済安全保障政策の中心に据え、「万人のためのサーキュラーエコノミー」や重要鉱物のサプライチェーン確保を推進した。2025年に発足した第二次トランプ政権は、効率性を最重視し、バイデン政権の気候変動対策を撤回するとともに、CE政策を「重要鉱物の確保」という経済安全保障・産業競争力の観点に限定して扱う方向へ転換している。また、こうした政権交代を通じて、具体的な政策手段としての連邦調達が、CE政策を推進するメカニズムとして機能して

<sup>033)</sup> I 2 参照。

<sup>034)</sup> 2026年2月、88億ドルの予算が成立した(I 2 参照)。

きたことを確認した。

米国の CE 政策は、包括的な基本法の欠如を、大統領令、予算措置、省庁間連携によって補完する、いわば「ポートフォリオ型」のアプローチを採っていると言える。これは、国内外の情勢変化に応じて政策を機動的に組み替え得る柔軟性を持つ一方で、長期的視点での継続的な推進が求められる政策領域においては、政策の一貫性や有効性を損ない得るというリスクを内包している。

(おかむら こういちろう)